

天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年 6月20日(火) 午後1時30分から午後3時24分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (14人)

会長	14番委員	後藤	修
第1順位職務代理者	13番委員	小針	久司
第2順位職務代理者	12番委員	円谷	要
委員	1番委員	大須賀	渓仁
	2番委員	星	あき子
	3番委員	車	田義
	4番委員	真	船衛
	5番委員	常	松清
	6番委員	大	木喜
	7番委員	星	重寿
	8番委員	小	沼勝
	9番委員	森	久男
	10番委員	内	山正勝
11番委員	神	尾忠	

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請適否決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について
議案第4号 現況確認証明申請適否決定について
議案第5号 平成29年度農用地利用集積計画適否決定について
議案第6号 農地利用集積円滑化事業規定承認申請に伴う意見について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 森 賢一
農業委員会書記 鈴木 政則

- 事務局長 定刻になりましたので、次第により進行致します。開会を小針職務代理よりお願い致します。
- 小針職務代理 ただ今より、平成29年第6回天栄村農業委員会総会を開会致します。
- 事務局長 会長挨拶 後藤会長から挨拶を申し上げます。
- 会長 (後藤会長挨拶)
- 事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になることとなっておりますので、後藤会長よろしくお願ひします。
- 議長 しばらくの間、議長を務めさせて頂きます。ご協力の程を宜しくお願ひ致します。本日の出席委員は14名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づき本委員会は成立しております。
- 次に、会議に入る前に議事録署名委員を指名致します。議事録署名委員については5番 常松 清美委員、6番 大木 喜寿委員の両名にお願い致します。
- ただ今より議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」を議題と致します。No. 1並びにNo. 2については関連がありますので一括審議とさせていただきます。事務局より説明を求めます。
- 事務局 (議案書1~3ページを朗読)
- 議長 事務局からの説明がおわりましたので、これより担当委員の説明を得ながら、ご審議を願いたいと思います担当委員は7番 星重保委員よりご説明願います。
- 星(重)委員 No. 1より説明を致します。■さんは、別館の営業をやっておりまして、田んぼは持っておりますが一度も農業をしたことがないということです。10年間は■さん、■さんの父である■さんが今まで作っております。■さんは経営の拡大ということで、■さんに譲って欲しい、ということになり譲り受けたと聞いております。■さんと■さんの間柄は、区長と総代の間柄でかなり仲の良い友達ということです。何ら問題は無いかと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。続いてNo. 2は、■さんの土地が、■さんの宅地の脇でして、■さんはそこに土地があること自体知らなかったようです。それで■さんからその土地を譲って欲しいと言われ、今は何も作っていないので、それでは譲ろうか、ということになり話が決まったそうです。こちらも何ら問題は無いと思いますのでよろしくお願ひいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。
- (質疑・意見なし)
- 議長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛

成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(13:49 決定)

議長 続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題と致します。事務局の説明を願います。

事務局 (議案書4~7ページを朗読)

会長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。担当委員は9番 森委員よりご説明願います。

森委員 先ほど事務局から話があったとおり、本堂に行く参道のところです。左側と右側はもともと畑でした。左側には砂利を敷いて駐車場にするということでした。しかし実際は、昨年の7月頃既にやってしまったのですね。役場からは何度も言ったのですが、本人がなかなか言うことを聞いてくれず、私も何回か行って説得し、ようやく申請になりました。周りは宅地なので問題は無いかと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

神尾委員 [REDACTED]さんというのは、お坊さんの方ですか。

森委員 お坊さんの奥さんです。お坊さんは亡くなられておりますから。

神尾委員 おばあさんの方ですね。

森委員 現在は娘さんがお坊さんをしております。

神尾委員 娘さんではなく、おばあさんの方ですね。

森委員 そうです。名義が全ておばあさんになっています。

神尾委員 了解しました。

議長 他にご質問はございませんか

(質疑・意見なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(13:56 決定)

議長 続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題と致します。事務局から説明を願います。

事務局 (議案書8~13ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。担当委員は8番 小沼委員より説明願います。

小沼委員 過日、本人へ確認をしてまいりました。ご承知の通り[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは親子でございます。[REDACTED]さんの先代がもともとここに

土地を持っていましたということです。そういう中でお金のやり取り等はありました、一応譲渡の話をしたということでございます。後は事務局の説明の通りでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数あります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(14:03 決定)

議長 続きまして議案第4号「現況確認証明申請適否決定について」の件を議題と致します。No. 1から2、3については関連がありますので一括審議といたします。事務局より説明を願います。

事務局 (議案書14～22ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、続いて現況確認に立ち会った委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。担当委員は7番星重保委員ですので、説明願います。

星(重)委員 6月5日にこの文面の通り、皆様と確認して参りました。[]さんは私の同級生でありまして、確認した結果この文面とだいたい似てあります。蚕をするために桑園にするということで蚕にしたそうです。現況は桑園ということで、2、3本、桑はあったような状況になっているようです。ただ畑として回復するには、現状は難しいということで、そのような状況でした。以上です。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

小沼委員 一応、現況は今の話でわかったのですが、この風力発電ですか、あちこち関連が出てくると思うのですね。風力発電のことでもし分かっていることがあればお願ひいたします

星(重)委員 []さんに、私と星あき子委員と話を聞いたのですが、北海道とか、今喜多方の方で後に中国人がついていて買占めている、という話を踏まえて聞いてみました。そしたら、そうではないと、郡山の企業で純粹に風力発電を造りたいということで話を聞いてきました。ただ、規模的なものは資料がないのでわからないですが、今買い漁っている土地がちょうどまとまった土地ではあるのですが、あちこちと文面どおり、湯本の1か所ではなくて5、6か所に散在しているということで私共もなんか少しおかしいなという風には思っていましたけども、ただ湯本の方では利用価値が無いものですから、風力発電になれば良いなということで黙って見てています。会社の方はあまり知らないので事務

局から会社の方は説明をして頂きたいと思います。

事務局

[REDACTED]が代行者となっています、依頼主の方ですが、[REDACTED]という会社でございます。所在は、郡山市[REDACTED]に事務所を構える企業でございます。この[REDACTED]については、ディスプレイ事業を中心としたエネルギー事業、若しくは飲食業、ホテル業等をグループ展開している会社です。[REDACTED]が大元の会社として、その関連会社、子会社化している部門の中で、今回平成28年の10月、昨年の10月ですね、風力部門の会社を[REDACTED]というものに設立しまして、今回の事業を進めている最中です。他に、福島県天栄村以外にも、宮崎県、青森県にも同じような形で事業の方を進めているような会社であると伺っております。その他気になった点を少しお聞きしました。なぜ天栄村の湯本地区を選定したのかと聞きましたら、計測上、たぶん気象上の計測データかと思いますが、湯本地区では年間で毎秒7.0から8.0mの風速で、だいぶ強い風が吹いている地区ということで、候補地として上がったそうです。尚且つ、東京都心からも近いということで、投資家の方が福島県まで状況を気軽に見にこられる場所、という部分もマッチングしたので、今回湯本地区を選定したということです。事業計画として、第一段階に農地を外し、非農地の手続きを進めていると、要は風力発電自体も山の中に設置しないとやはり風が直接あたるような場所でないと事業収益としてあげられない、そのような場所でございますから、そういう関係で湯本地区を選定した、という話を伺っております。なお、今後の話を伺いましたら、今後については、こちらの会社が銀行から借り入れをして、風力発電機、およそ高さが20.6mで、ロータリ、風車の回る部分ですが、その直径が15.6mのものです。それを計画しており銀行から借り入れをし、工事の着工を進めたいという話を伺っております。又、銀行から借り入れる際に、どうしても経済産業省、国の認定、そのようなものが必要になります。認定が必要にならないと銀行からの借り入れが決定しないという話を伺っております。それから西郷村のところであったような、外国人が関係するような会社ではございません、という話も伺っております。およその目安として国の認定までも結構時間がかかるそうなので、だいたい今の段階ですと、農地をもしこれで外してOKが出たら所有権移転をかけ、それで国の認定の手続きをして認定審査ということで、認定の手続きをしてからおよそ2ヶ月以上、決定がくるまで時間がかかるそうなので、およそ2ヶ月以上先の着工が目安という話を伺っております。なお、国の認定がおりた場合には、電力会社の売電契約も結ぶそうで、売電期間については20年間です。20年間はその会社で責任をもって運営するということを話を伺っております。風力発電の会社説明については以上です。

円谷委員

風力発電をやるという計画性は分かるのですが、この畠について、今この地権者と私たちは一切口出し出来なくなってしまいますよね。だから湯本でも遠めで見るのが近めでみるのか分からぬんですけど、様子を見ているという状態だと思います。万が一許可が下りて、この申請を今回出して所有者が売ってしまえば所有者も関係なくなりますよね。[REDACTED]
[REDACTED]という会社が本当に認可をとれるか、とれないか。
[REDACTED]ではなくて[REDACTED]でやるのかな。

事務局

はい、[REDACTED]です。

円谷委員

[REDACTED]で申請するのかな。

神尾委員

[REDACTED]さんというのは、土地の仲介等をする不動産会社です。

円谷委員

あくまでも申請は[REDACTED]さんがやることですね。その手先として[REDACTED]さんが不動産関係の手続きをするということですか。許可を出すのは簡単ですが、後でトラブルが起きてしまうと色々何かが入ってきたりして発電が出来なくて、違う方に代わってきたりして、又湯本の方に迷惑が掛かるような人間が入ったりしてしまうと色々問題が生じると思います。これはやはり慎重にして頂きたい。

星（重）委員

一週間位前に集会がありまして、その案を出そうと思っていたのですが区長さんの方で、個人の売買の土地に関してあまり口を出すと売れなくなってしまう、もしかすると本当であった場合には土地が売れなくなつても大変だということになるので、集会には出さないでくれ、ということで出さなかつたのですが、ただ個別に、家に業者が回っているそうで、何軒かは、みんなが売るのであれば私も売りましょう、という方がたくさんいます。ただ行き先がはつきりわからないものですから本当にこの会社を信用していいのか、という人もたくさんいます。だから今のところは見ている人が多いので、柏林地区の所に今年3基位作るといつていきましたよね、それを見てみて、もしも本当にそれを造るのであれば湯本でも合意しましょうという人はたくさんいます。ただ、今見ていると、須賀川や西郷、他の県に在住している人を対象にして土地を買っているみたいです。だから湯本地区で持っていてもその土地が永久的に何もできないのであれば、売った方がいいという人がたくさんいます。この[REDACTED]さんも[REDACTED]さんも皆さんそのようです。長く持っていても何の意味もないと、それでなるべくだったら売りたいというような人がたくさんいます。だからこれが本当に3基造るのであれば応援します。

森 委員

最終的には、先ほど言っていた[REDACTED]さんが買うのでしょうかけども、個人が売るものを農業委員がどうこう言えないけども、許可する、しないとかあの農地を外すか外さないとか我々の仕事だと思うのですが、その[REDACTED]という会社をパソコンで検索して、従業員が何人いるとか、今までの実績とか、どのくらい仕事をしているのか等まではわかる

のではないですかね。これだけの実績があるとかその辺位までは調べてもいいのではないかでしょうか。

事務局長

[REDACTED]の所で先ほども説明があったと思いますが、[REDACTED]が親会社で、そこに子会社としてあるところに小型風力発電の会社、あと買った土地の管理をする会社というような形で設けています。[REDACTED]

[REDACTED]というのは元々看板屋さん、デンソーの看板屋で、モーターショウ等の看板を専属で手掛けていて、今年は[REDACTED]専属で仕事をしている会社です。そこで新たな事業、看板屋だけではなくて新たな事業として小型風力発電、再生エネルギーのところで小型風力発電をやりたいと。それで低インフラでという話なのですが、先ほどもいったように7.0m以上の風が発電をやっていく上でギリギリのラインだそうです。それを軽く超えているということで安定した風力、風が得られて、発電が得られるということで天栄村を選ばれた、村の方でも風車があるように風がある場所が将来的にはうまくいけばどんどん増やしていくって、最大で100基近くまで持っていくといふ計画でいるみたいです。それで経産省でも本来の計画だと、柏林地区だけで10基位の計画ですが、最初、初年度の申請については一所有者一基までということで、一つの3人ですから3基までしかつくれないのです。その状況を造っているか造っていないかを見て、造っているようでしたら次へというような形で、[REDACTED]さんの方からその様なことで地元の人が考えているというような形だと思います。

利用できない土地をそのまま残して、荒れた田んぼや畠のままで税法上でも1.8倍の税がかけられる、それであれば農地を転用して地目を変えて改めて再利用するという方向に向かったと思います。

小沼委員

この中で現況確認して、農地ではない、という風になれば今度は買収ということになるのでしょうかけど、買収した後で、例えば風力発電をやるということの村での許可申請のようなものはあるのですか。

事務局長

風力発電自体の許可申請というのは、村にはないです。

小沼委員

それでは本当にこれで決まってしまうということですね。

星（重）委員

天栄村も、風の、風力ということで結構有名ですね。それで、まして今回このような話がでて、風力が地元に定着して本当に観光産業であれば、みなさんは本当にいいなという感じでいます。[REDACTED]というものが、もしもそういう話であれば、私も1町5反歩位もっているのでということで話をもってきました。私共は本当にそのような話も含めて簡単に話してもよいものかという話をしています。中にはまだ契約をしていないと、ただ、今雑地にするための申請であって契約はしていないと、これが終わればどういうことになるか、ということを皆さん考えています。本当であれば一番いいことですがね。

事務局長

昔、その風力発電をつくった時に、村の湯本地区は風が多いということで、風の谷構想というものがあって、もっともっと風力を増やしましようというような構想があったのは事実です。それを公的な部分ではなく民間がやって、それが観光資源の1つになれば非常にいいものかなと思うのですけど、これは私個人の意見ですが。そうやってその地域を活性化していくというのも一つの手なのかなと、ただ先ほど言われた通りに、買ったはいいが使わない、これが一番困るというところで、この確実性がどこでその確実にやるということが分かるのかと。ですから後はこちらで許可証明を出すという条件として、国に挙げる申請書、間違いなくやるという申請書の写しを頂いたり、許可証の写しを頂いたりというような形でやるか、又は申請人自身が地元の土地所有者ですから、その方が非農地の証明をしてください、と出してきているからそういうことで出すのか。

星（重）委員

名前が全部あがってきていますけど、皆さん売るという前提で、今進んでいます。だからこのように申請を出しているということです。ただ [REDACTED]さんは、北海道の例を出して、こういうものがあるのであれば中國人が後ろにいて危ない面もあるのだと、だけども本当にやる気があるのであれば、確認してつくってほしいと、言っていました。

神尾委員

これはあくまでも農地転用ですから転用しなくとも上がっている方はいるのですか。

星（あ）委員

はい、います。

神尾委員

いますか。

星（あ）委員

はい、すでにもう契約まで進んでいる方もいます。山林で何名かは農地ではなく。

森 委員

確認した委員から言うと、16、13番地とか7、8、9番地がありますね。その所有者の人たちはそのように考えているのですか。

星（重）委員

[REDACTED]さんはこの前、[REDACTED]が来て、言ったらすぐお願ひしますという考えでいますね。

森 委員

ここは山林じやなくなっている。

星（重）委員

[REDACTED]さんはこの前、何の問題もないから関係ないと、逆に自分は須賀川に住んでいるので土地は要らないだから買ってもらった方がいいと、そのような状況です。見ていると須賀川や西郷、千葉とか関係ないようなところから手を出していますね。地元の方は、ただみんな断られて自分は売らないとか、みんなが売るのであれば自分も賛成するという人もいるので、まだまとまっていない状況です。

小沼委員

風力発電の設置場所は書いておかなければすぐ許可にならないでしょ。

内山委員

私の方でも山林、やはりゴルフ場が出来るということで、元々は土地の買占めだったようですね。ある程度まで話が進んでいく中で、売りた

いという人がだいぶ多かったけれども、その中にも反対者がいました。のために虫食いの状態になってしまって、業者は買占めをあきらめたようですね。結局はゴルフ場ではなくて買占めだったのですね。そういった経過もあるということですね。売りたいとなると止めようがないけど、実際は貸すという形であれば土地の有効利用があると思うのですが、売ってしまえば他人に譲渡してしまうですから、どのような買い方になるか、それも知る必要があるのではないかなと思いますけど。

星（重）委員

この話が出てきた[]さんのところも、旅館をやっており子供もおりませんので、老後はゆっくりしたいと、だから田んぼの土地もいらないと、要はこのような話であれば一つ考えても良いかなと。

神尾委員

状況を考えると、これはどこの世界にでもあるようなことで、できれば自分の所も持っています、その中で考えてもいいかなと考える人はいるでしょう。

農業委員会というのは、どのような決定、どこまでもっているのかな。先程事務局長が言ったように、その一筆書いて約束というのは、どの程度まで効力があるのでしょうか、約束を破った場合ですよ。又この公図を見ると13番地、7番地が抜けていますよね。こういう人は一応反対ではないのでしょうか。

星（あ）委員

反対ではないです。様子を見ています。

星（重）委員

先程言ったように、まだ名義変更されていない方もいるので、その方も含まれています。

円谷委員

じゃあ、いいようだったら乗りましょう、ということですね。

神尾委員

条件しだいですね。

星（あ）委員

確かに単価で少し躊躇している方もいます。坪単価ですね。

星（重）委員

坪1,000円か1,500円あたりですね。

神尾委員

所要面積はどれくらい使う計画でいますか。

議長

3万か3万5千平米くらいですか。

神尾委員

あれだけ大きなものを回すわけですから、隣地の承諾というのを要らないのですかね。

星（あ）委員

20m位なので。

議長

小さいですよ。

神尾委員

単純な話、メドウゴルフ場にある規模なのでしょうか。

星（あ）委員

あれよりも小さいです。

星（重）委員

電信柱に羽をつけた位の大きさです。

神尾委員

あれが回っているとき音がすごいですからね。恐怖感は。隣りであれが回っているときの恐怖感はゴルフどころではなかった。だからそれは自分は反対したのですけども、そこで回られたら隣り、周りの人はどう

なのかと思いまして。一番近い家の人ほどどのくらい離れているのですか。

議長 この後ででできますから。

神尾委員 売りたい希望者は多いみたいですね。

星（重）委員 反対する理由もないですよね。

事務局長 風車を設置するにも規定がありまして、前に1基あるのであれば後ろは150m離しなさい、間隔は何m以上とりなさいと、だいたいここに入れられるので10基弱位しか入れられない。だから重なってものすごく風がおかしくなるようなことはないようです。それで、必ず150m以上離れた所に影響がないように設置しなければならないということです。

大須賀委員 風力発電は、その環境調査のようなものをしなくてもよいのでしょうか。

議長 それはやったって言っていませんでしたか。

星（重）委員 以前、鳳坂峠にそういう話がありましたね。あれから結構時間が経ちますが、その時に渡り鳥とかいろいろなことがあってダメになったというような話は聞いています。だから環境調査とかは必要ではないでしょうか。小さいものなのでそんなに影響はないのかな。

神尾委員 凤坂峠の件がつぶれたのはイヌワシの生息地なので、環境保護団体からいろいろあり、食い下がられるのが嫌でやめたようです。

星（あ）委員 後は送電線に遠く、送電線に繋ぐのに相当のお金が掛かるようなことを聞きました。

森委員 結局、現地調査をしている写真をみると持ち主は難しい状況のようですね。だから最初から_____が出てこなければよかったです。_____が出てこないで自分たちで申請をして農地を外してと言えばそれほど問題は無いと思いますよね。これが最初からこの会社が出てきているからおかしくなっているのですよね。

神尾委員 _____というのは、きちんとした人間的に若い人たちだけ結構礼儀正しい、きちんとした会社ですよ。

森委員 だから、自分で農地を外して、それから売ろうか何しようか、それは本人の土地ですから、立会者が出てくることがひつかかってしまうのですよね。自分で申請をしてこのような状況だから農地から外してほしい、これで済むのですから。

星（重）委員 これが出てる前に湯本でも集会がありまして、これが出てたのですよ。どうしてここなんだ、と言って、ある方が北海道で中国人が買占めて、又喜多方でどうのこうのと言ったものですから、いろいろなうわさが出てきて、それからこんなことになったのです。

神尾委員 それがなければ、すんなりいったかもしれないです。これは議会にでも掛けて大々的にやってもらった方がいいですよ。農業委員会だけでど

うのこうのという話ではないですよ。議会に掛けて前面的にした方がいいですよ。

森 委員 ここで認可するとかしないとかは、農業委員会で決めなくてはならないでしょ。

議 長 委員会でね。その為に現地を確認して皆さんにその説明をしているわけですから。

星（重）委員 ただ、これ今は数名ですから。別にこれを買ったって、後は全部売らなければいいわけですから。

森 委員 それは構わないのですが、とにかくこれを許可するかしないかは我々で結論をださなければならないと。

議 長 ただ農業委員会では、この話がこういう風になってきたのはやはり現況立会人の時に [REDACTED]さんという方が立会ましたから、本来であれば地権者が説明にきます。どうしてあなたが来たのですかと聞いたら、いや、湯本地区にいない人がいるので、それで一任を受けて私が入ったのです、というわけです。だからその話も全部、相続の話も我々から質問をして聞くし、それからもちろん湯本地区にそれ以前に話もしてあるというから、本来であれば風力発電の方に話が進まなくてもいいわけです。我々は現況確認をして農地に戻せるか戻せないかの確認をするわけですから。でもその話がどうしてもついてくるのですね。避けるわけにはいかないので。ですからこのようになってしまふのですけども。

神尾委員 申請の立会がそういう風になっているから、どうしても勘ぐってしまいますよね。

森 委員 だから本人が来てやればなんてことはないですよ。

議 長 そうです。我々もやはり所有者が来て説明を受けるのが本当ですが、なかなかいなかつたようです。[REDACTED]さんだけ、後ででてきますけども[REDACTED]さんだけ本人が来て説明をしました。あの案件で出てきますけども。ただこれはやはり、湯本地区はこの通りずっと何件もでますけども、あのような状態ですから、やはり農地に戻す戻さない以前に耕作する人がいないですよね。ですから買う人がいれば風力が出来ようが出来まいが、買ってもらえるならば売りたいというような意向が強いのです。

星（重）委員 ただ期待感はありますよ。風力発電が可能であればこれは一番いい方法ですから、反対はしません。

議 長 湯本地区の観光には良いですから、これは成功してほしいですし、それから耕作放棄地の改善にもなるし、良いことだと思います。ぜひ曖昧な話で終わって欲しくないですね、これは。

星（重）委員 今回3基つくる予定ですので、それを見ながら考えたいと思っています。ただそれまで、地元の人もそれほど馬鹿ではないので信用はそれほ

どまだですね。

議長

湯本の区長さんもだいぶ心配してくれていました。あまり入り込まないほうがいいと。これがダメになてしまうとせっかく売ろうと思っていた人は、買ってもらえなくなつて、山になるだけだということだから、ぜひこういう時には売買契約が不成立に終わらないように、あまり深入りしないほうがいいだろう、ということは区長さんも言っていました。どうしても反対されれば、[REDACTED]さんも、あまり面倒なところはやめたと要らないという風な可能性があるかもしれないですし、そこは難しいところです。

小沼委員

写真だけ見れば、農地ではないですよね。

議長

山です。

事務局長

[REDACTED]さんが、農業委員会にこの話を持ってきたのはごく最近です。実は、私が税務課にいるときから1年前から調査に入っています。風があるとかという調査も全部やって、そして場所を選定していく、最終的には農地だった部分を農業委員会に来て話をしたというような形になっております。ですから行き当たりばったりで買占めみたいにポンと買って、この土地を買い占めて何かやるという考えではないです。

議長

他に質疑はございませんか。同じような案件がこの先もありますから、その時に質問を頂ければと思います。

それでは質疑を打ち切りまして本案に賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数あります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(14:42 決定)

議長

続きましてNo. 4、No. 5については関連がありますので一括審議といたします。事務局より説明を願います。

事務局

(議案23~27書ページを朗読)

議長

事務局からの説明が終わりましたので、続いて現況確認に立ち会った委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらも担当は7番 星重保委員より説明願います。

星(重)委員

今、説明があったような現状でございます。風力発電ということで先ほど話をしましたが、これも同様に同じ案件でございます。よろしくお願ひいたします。

内山委員

前の申請地と今回の申請地は場所的には離れているのですか。

星(重)委員

湯本地区と後柏林地区の方はかなり離れています。ぜんぜん関係のないところに土地を一杯買ってある状況です。ただこれは国道に近いものですから送電線が近くにできるからという感じで買ったのかなとは思っています。

星(あ)委員

26ページの地図、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの間に空欄があるのですが、

ここは杉林ですよね。

事務局長

ここは違いますね。これは、実は土地が離れているように見えますけど地図は一つです。だから形をみるとピッタリ合うはずです。法務局にある公図が離れているのです。杉林は33番地の方ですね。ですからここを見ると勘違いしてしまい、1基1基立てるようですが実はここはくつついでいて、ここには1基しか建てられないのです。

議長

地名が31番地、1筆ですね。

事務局長

いや、これとこの前にもあります。

議長

30、31ですね。

小沼委員

この間に字が入ることはないということですね。

事務局長

これはたまたま離れてしまつたらしいです。

議長

他にご質問はございませんか。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数あります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:50 決定)

議長

続いて、No. 6、No. 7については関連がありますので一括審議といたします。事務局より説明を願います。

事務局

(議案書28~32ページを朗読)

議長

事務局からの説明が終わりましたので、現況確認に立ち会った委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらも担当は7番 星重保委員よりご説明願います。

星(重)委員

[REDACTED]さん、当時お母さんの[REDACTED]さんが生きておりまして、その時に[REDACTED]さんに土地を譲ったということです。これは本来であれば全部[REDACTED]さんの土地になっています。ただ、先ほどいったように砂利等がたくさんありまして、畑をするには、難しいなと感じました。風力発電には最適な風が吹いておりました。

議長

担当委員の説明が終わりましたのでご意見・ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数あります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:57 決定)

議長

続いて、No. 8について事務局より説明を願います。

事務局

(議案書33~36ページを朗読)

議長

事務局からの説明が終わりましたので、現況確認に立ち会った委員の

説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらも担当は7番 星重保委員よりご説明願います。

星（重）委員 []さんは今、湯本には家はあるのですが、現在は千葉の方に移住しています。それで、現況ですが、見た通りかなり松が大きくありますて、畑にするには難しいということです。よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでご意見・ご質疑のある方は举手願います。

（意見・質疑なし）

議長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の举手を求めます。

議長 举手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

（15:01 決定）

（暫時休憩）

議長 続いて、No. 9について事務局より説明を願います。

事務局 （議案書37~40ページを朗読）

議長 事務局からの説明が終わりましたので、現況確認に立ち会った委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらも担当は7番 星重保委員よりご説明願います。

星（重）委員 事務局と話し合って、かなり荒れないと、畑としての原状復帰は難しいと思います。以上です。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでご意見・ご質疑のある方は举手願います。

（意見・質疑なし）

議長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の举手を求めます。

議長 举手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

（15:04 決定）

議長 続いて、No. 10について事務局より説明を願います。

事務局 （議案書41~44ページを朗読）

議長 事務局からの説明が終わりましたので、現況確認に立ち会った委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。2番 星あき子委員よりご説明願います。

星（あ）委員 こちらは小学校の裏側でして、写真を見ていただくと分かる通り既に花壇になっており、数年前までは田んぼ等を小学生が作っていたのですが、もう田んぼの影はございません。村の教育委員会、学校教育課と話が進んでおりまして、ここを何にするかということを聞きましたら、現在小学校に幼稚園が併設されていまして、幼稚園生の遊ぶ場所がないということで、昨年まで湯本地区にありました保育所にある遊具をこちら

の方へ移すそうです。ですので、これを田んぼに戻すということは、ま
ず出来ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでご意見・ご質疑のある方は挙手願
います。

小沼委員 この土地は村で買収するということですか。

事務局 学校教育課に確認をしましたところ、こちらの土地については地目変
更後に学校の方で買収して正式に村の土地にするという話を伺っており
ます。

小沼委員 わかりました。

議長 他にご質問はございませんか。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛
成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数あります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:10 決定)

議長 続きまして、議案第5号「平成29年度農用地利用集積計画適否決定
について」の件を議題と致します。No. 1とNo. 2については関連
がありますので一括審議といたします。事務局の説明を願います。

事務局 (議案書45ページを朗読)

会長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得な
がらご審議を願いたいと思います。担当委員は3番 車田委員よりご説
明願います。

車田委員 昨年からきゅうりをつくっているそうで、今年で2年目になります、
[REDACTED]さんからの案内でつくっています。[REDACTED]さんは37歳とまだ若
い方です。何ら問題は無いかと思われますので皆様のご審議をよろしく
お願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見・ご質疑のある方は挙手
願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛
成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数あります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:14 決定)

議長 続きましてNo. 3について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書45ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得
ながらご審議を願いたいと思います。担当委員は9番 森委員より説明
願います。

森 委員

[REDACTED]さんはご両親が亡くなられまして、60歳を過ぎても一人でいるもので老後のことも考えたのかと思います。この[REDACTED]さんは、妹のご亭主として、ご夫婦と息子さんの三人で、茨城から来て、[REDACTED]さんと同じ家に住んでいます。[REDACTED]さんの息子さんは農協に勤めています。地目は田んぼになっておりますが、山沿いでほとんど水が来ないですから、現況何年かは畑を作っております。そこを借りて[REDACTED]さんが作り、季の里に野菜をだしたりして、そういう関係でいろいろ田んぼ等を手伝いながら面倒をみていくような感じで住んでいる方でございます。以上です。

議 長

担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議 長

それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長

挙手多数あります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:17 決定)

議 長

続きまして議案第6号「農地利用集積円滑化事業規定承認申請に伴う意見について」の件を議題と致します。事務局から説明を願います。

事務局

(議案書46～57ページを朗読)

議 長

事務局からの説明が終わりましたので、皆様からのご意見、ご質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑・意見なし)

議 長

それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長

挙手多数あります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:23 決定)

議 長

以上をもちまして本日提出されました案件についての議事はすべて終了致しました。これをもちまして私の議長の席を降ろさせて頂きます。大変ありがとうございました。

事務局長

皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは、閉会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理

以上を持ちまして平成29年第6回農業委員会総会を閉会と致します。

天栄村農業委員会會議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成29年7月19日

議長

後藤修



5番委員

岸田清美



6番委員

又木喜行

